

食事サービス提供契約書

株式会社馬淵商事（以下「甲」という）と、_____（以下「乙」という）とは賃貸借（サービス付き高齢者向け住宅）の目的である建物「グランドマスト浜田山（東京都杉並区成田西3-16-2）」（以下「本物件」という）において甲が乙に提供する食事サービスについて、次のとおり契約を締結します。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとします。

西曆 年 月 日

(甲)

住所 東京都中央区日本橋本町 1-7-4 岡本ビル

氏名 株式会社 馬淵商事 代表取締役社長 馬淵 祥正 (印)

(乙) 契約名義人 (号室)

住所 〒 .

氏名 _____ (印)

(乙) 同居人

住所 〒

氏名 _____ (印)

第1条（契約の目的）

甲は、乙が主体的に充実した生活を継続して送れるよう、乙の意に副った安全で安心な食事サービスの提供を約し、乙は、食事サービスの対価として第2条の食事サービス料金を支払うことを約します。

第2条（食事サービス料金）

食事代金、部屋食代金、口座振替手数料等の食事サービスに係る料金は掲示板等にてお知らせした金額といたします。

なお、申込みやキャンセルの方法については、入居時にお渡しした「お食事のご案内」をご参照ください。

第3条（食事サービス料金の変更）

1. 甲が食事サービスを提供していく中で、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情等の変動により合理的な範囲で料金を改定させていただきます。
また、消費税等の税金が新たに課税あるいは増減された場合、税金が改正された月の食事代金等より当該税金の改正額に相当する金額は、自動的に改正されます。
2. 甲は、食事サービス料金を改定する場合は、少なくとも2ヶ月前に、乙にお知らせいたします。
3. イベントによる特別メニューの提供により、通常の食事サービス料金と異なる場合は、その都度、乙にお知らせいたします。

第4条（食事サービス料金の支払）

1. 甲は毎月1日から月末までの食事代金を記載した精算表を翌月20日までに乙にお渡しします。
2. 料金は利用月の翌月27日に乙の指定した銀行口座より引き落します。（27日が銀行休業日に当たる場合は翌営業日） 但しその日に引き落としが出来ない場合は、その翌月の27日に2ヶ月分をまとめて引き落します。
3. 毎月の口座振替集金代行事務手数料は、乙の負担とします。
4. 乙が食事サービスの解約を申し出た場合は、解約日に合わせて精算表をお渡しし、実数を翌月27日に乙の指定した銀行口座より引き落します。
5. 乙は、食事サービス料の支払いを遅延し、もしくは怠ったときは、その全額の支払いに至るまで、延滞料金等に対する遅延損害金及び遅延により甲に生じた手続き等の費用を加えてこれを支払うものとします。

第5条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1ヶ年とします。但し事由の如何を問わず本物件の貸室賃貸借契約が終了したときは、本契約も自動的に終了します。
なお、貸室賃貸借契約時の乙の人数が2人以上の場合で、契約名義人または同居人が他界されるかまたは退室されたのちも本物件内に1人以上在住されている場合はこの限りではありません。
2. 甲・乙双方より何らの申し出あるいは異議がない場合は、本契約は更に1ヶ年継続しそれ以後もこの例によるものとします。

第6条（事業者からの契約解除）

1. 甲は、甲が食事サービスを提供するための共有スペース内において、乙の行動が他の居住者の迷惑となり、あるいは危害が及ぶと判断したとき、一時的にその行動を抑制し、直ちに管理会社（積水ハウスシャーマゾンPM東京株式会社）に通報して判断を仰ぐこととし、そののち以下の手順にて対応することといたします。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 主治医または生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聞くこと。
 - ③ 契約解除の通告について、1ヶ月の猶予期間をおくこと。
 - ④ 通告に先立ち、入居者本人あるいは家族の意思を確認すること。以上ののち、なお改善が見られず、他の居住者と共通の場での食事サービスの提供が著しく困難であると判断される場合は、本契約を解除させていただきます。
2. 甲が提供する食事は、食堂で喫食する事を原則とし、自室への持ち帰りおよび食事提供時間内の食品の持ち込みは管轄する保健所からの指導により禁止しています。
再三の忠告にもかかわらず乙によりこれが守られない場合は、本契約を解除させてい

たきます。

3. 甲は、乙が正当な理由なく、甲に支払うべき食事サービス利用料を3ヶ月以上滞納した場合、本契約を解除する事があります。

第7条（緊急時の対応等）

甲は、食事提供サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて、必要な措置を講じます。

第8条（秘密保持）

1. 甲およびその従業者は、食事サービスを提供するうえで知り得た乙とその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。またこの守秘義務は、契約終了後も同様とします。
2. 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、その都度乙の同意を得るものとします。ただし、個人情報保護法、その他法令等に基づき第三者提供が認められる場合は除きます。

第9条（賠償責任）

甲および乙は、この契約に違反し相手方に損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うものとします。但し、善良なる管理下において発生した事故の場合は、その賠償について甲・乙間で協議するものとします。

第10条（相談、苦情対応）

甲は相談窓口を設置し、食事サービス提供に係る乙よりの要望、相談、苦情等に対し誠実かつ迅速に対応します。

※ 連絡先：㈱馬淵商事 第三営業部 TEL 080-7047-1446（土日祝を除く9:30～17:30）

第11条（信義則）

甲および乙は、信義誠実の原則をもって本契約を履行します。またこの契約に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し決定します。

第12条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とします。

